

電子契約導入に係る説明会 質疑応答

日時：令和５年９月１４日（木） ①10時30分から ②15時30分から
形式：会場・オンライン（zoom）形式

開催時間	開催方法	質問	回答
10:30	会場	締結した電子契約書を誤って削除してしまった場合、再度ダウンロードすることは可能か。	契約締結完了メールが残っている場合は再度ダウンロード可能ですが、誤ってメールを削除した場合は、再度ダウンロードすることはできません。発注課にて同一の電子契約書を保管していますので、誤ってメール及びダウンロードファイルを削除してしまった場合は、再度発注課より送付させていただきます。 ※メールが残っている場合、クラウドサインの無償アカウントに登録し契約手続きをした場合等は、再度ダウンロード可能です。
10:30	会場	説明会の資料をいただくことは可能か。	本日の動画及び資料については、後日町HPにアップロードいたします。
10:30	会場	電子契約を導入した経緯として、町側から事業者に依頼をしたのか。それとも、事業者からの営業があったのか。	令和３年の地方自治法施行令改正に伴い、立会人型電子契約を導入する自治体が増加しました。この背景を踏まえ、町で情報を収集し、複数の事業者に支援等を依頼しました。
10:30	会場	受注者側で契約書案を作成した場合の対応について教えてほしい。	受注者様が作成した契約書案については、メール等で事前に発注課にご送付いただき、町側からシステム操作を行った上で、受注者様へ契約書案を送付させていただきます。
10:30	会場	町側から送付された契約書案に不備があった場合の対応について教えてほしい。	受注者様が同意する前に契約書に不備が見つかった場合、契約書案を取り消すことが可能です。 なお、契約書案については、システム操作を行う前の段階で、発注課・受注者様双方で内容を確認することとなります。
10:30	会場	電子署名・タイムスタンプは、記名押印の効力と同様と考えて宜しいか。	お見込みの通り、同程度の効力を有します。

開催時間	開催方法	質問	回答
10:30	オンライン	印紙が不要となる根拠をご教示いただけますでしょうか？	印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、電子契約で締結した場合には、印紙税は発生いたしません。（印紙税法2条） 国税庁は「電磁的記録」により契約締結した場合には印紙税が発生しない旨明確化しており、E-mail、FAX等での契約締結に関しても印紙税は発生しないものとしています。 国税庁のウェブサイトでも「電磁的記録」により契約締結した場合には印紙税が発生しない旨が明確化されています。 詳細は下記URLをご確認ください。 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385017 https://www.cloudsign.jp/media/20170224-basics-of-e-contract-02/
10:30	オンライン	契約書を社内でリーガルチェックする必要があります。他部署の人への共有はどのように行いますか？	電子契約利用申出書をご提出いただく際、「契約締結権者（代表者）」に加え、「確認者」を複数人設定することが可能です。電子契約の締結には、登録した全ての方が同意する必要があるため、他部署へ共有したい場合は、「確認者」の欄に必要事項を記載していただきますようお願いします。 ※電子契約利用申出書を町HPに掲載しました。
10:30	オンライン	決裁権限者のメールアドレスを登録しなければいけませんか？社内運用上それは難しいのですが・・・。	電子契約利用申出書をご提出いただく際、会社として契約締結の決定を承認することができるメールアドレスが必要となります。なお、メールアドレスについては、会社代表アドレス・代表者個人のアドレス、どちらでもご登録可能です。 ※電子契約利用申出書を町HPに掲載しました。
10:30	オンライン	電子契約申出書は案件都度ご提出する必要がありますか？	電子契約利用申出書は、原則として、契約ごとに1通提出することとしますが、過去に本申出書を提出し、新たな契約の締結時において契約締結権者及び確認者の情報に変更がないことを発注課で確認した場合に限り、申出書の提出を省略することができます。 ただし、契約する課が過去に申出書を提出した課と異なる場合には、その都度ご提出ください。 ※電子契約利用申出書を町HPに掲載しました。
10:30	オンライン	PDFの契約書の編集は不可となっておりますが、手違いで編集をしたものをお送りしてしまった場合はどうなりますか？	発注課と受注者様双方が事前に契約内容を確認した上でシステム操作を行い、契約書案を送付させていただきます。また、メール送付された契約書案に修正事項がありましたら、書類を取り消し、契約書を作成し直すことも可能です。
10:30	オンライン	会場の質問者のお声が聞こえなかったので、会場に出た質問についてどこかに掲載してほしいです。	大変申し訳ありませんでした。会場・オンラインの質疑応答を掲載いたします。
10:30	オンライン	アンケート画面が表示されません	大変申し訳ありませんでした。ご意見・ご要望等ありましたら、杉戸町管財契約課へご連絡いただければと存じます。
10:30	オンライン	契約書面がPDFで送られるとの事ですが、契約書及び契約約款が発行された後の内容の修正はして頂けるのでしょうか。事前に契約書内容のすり合せを経た後の発行になるのでしょうか。	発注課と受注者様双方が事前に契約内容を確認した上でシステム操作を行い、契約書案を送付させていただきます。また、メール送付された契約書案に修正事項がありましたら、書類を取り消し、契約書を作成し直すことも可能です。

開催時間	開催方法	質問	回答
15:30	会場	書面か電子かの確認については契約1件ごとに行うのか。それとも一度どちらで締結するか決定したら確認は行わないのか。	契約1件ごとに確認を行います。確認方法としては、原則として、受注者の決定後に電子契約利用申出書をご提出いただきます。 ※電子契約利用申出書を町HPに掲載しました。
15:30	会場	受注者側が契約書を作成する場合の対応について教えてほしい。	受注者様が作成した契約書案については、メール等で事前に発注課にご送付いただき、町側からシステム操作を行った上で、受注者様へ契約書案を送付させていただきます。
15:30	オンライン	質疑の部分がマイクが途切れ途切れになってしまいあまりよく聞こえなかった為、質問が重複しておりましたら申し訳ございません。	大変申し訳ありませんでした。会場・オンラインの質疑応答を掲載いたします。
15:30	オンライン	今は紙の契約書と電子契約とを両方併用できますが、いずれ電子契約のみにするということになりますか？ あるとすればいつ頃からとなりますか？	現時点では書面と電子での契約形態を併用することとし、電子契約のみに移行することは検討していません。電子契約の普及状況等を踏まえ、必要に応じて運用方法の見直しを検討していきます。
15:30	オンライン	電子契約申出書は、紙での提出になるのでしょうか。	電子契約利用申出書は、発注課宛てにメールにてデータ送付していただきます。なお、申出書への押印は不要です。 ※電子契約利用申出書を町HPに掲載しました。
15:30	オンライン	電子契約になった場合：収入印紙が不用になりますとあったと思います。 物品購入・・・収入印紙：不要 役務・・・収入印紙：不要 請負：建設工事・・・収入印紙：必要でしょうか？ 電子契約（PDF）等になった場合、収入印紙はすべて不用になるのでしょうか？	電子契約においては、全ての契約において収入印紙は不要です。 詳細は下記URLをご確認ください。 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385017 https://www.cloudsign.jp/media/20170224-basics-of-e-contract-02/